

鳥取市民プール休館のお知らせ

問 第二庁舎体育課 ☎ 0857-20-3373
鳥取市民体育館 ☎ 0857-24-5222

鳥取市民プールは、昭和41年度から旧南中学校プールを改装して使用しておりましたが、本年度は休館することになりましたのでお知らせします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○休館期間：本年度（7月～9月）

○休館理由：施設全体の老朽化による

なお、鳥取市内の主な市営プールは下記のとおりです。
※開館日(休館日)などは、施設にお問い合わせください。

施設名	開館時期	問い合わせ先
福部町ほっとスイミングプール	年間	0857-74-3712
B&G海洋センター	8月31日まで	0857-28-5259
佐治町B&G海洋センター	8月24日まで	0858-88-0218
気高町B&G海洋センター	8月24日まで	0857-82-1411
気高地区保健センター (ゆうゆう健康館たか)	年間	0857-82-3611
鹿野町B&G海洋センター	8月23日まで	0857-84-2131
国府町農村労働福祉センタープール	8月31日まで	0857-39-0563
河原市民プール	8月31日まで	0858-76-3122

平成25年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

問 本庁舎総務課 ☎ 0857-20-3105

■情報公開制度

公正で開かれた市政の推進のため、みなさんからの請求に応じて本市の保有情報を公開する「情報公開制度」の、平成25年度の運用状況をお知らせします。

▶開示請求者の内訳

区分	個人	法人・団体	合計
市内在住者	28	79	107
市外在住者	14	39	53
合計	42	118	160

▶開示状況

主な請求内容は、建設リサイクル法による届出書、工事設計書、農地転用に関する文書でした。「部分開示」は主に個人情報、法人情報に該当する部分を一部不開示としたものです。

機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	20	67	0	2	0	89
教育委員会	6	20	0	0	0	26
農業委員会	0	20	0	0	0	20
水道事業管理者	12	7	0	0	0	19
議会	5	1	0	0	0	6
合計	43	115	0	2	0	160

※選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者は請求なし。

議会報告会にお越しください！

問 市議会事務局 ☎ 0857-20-3343

市議会に関する市民アンケートなどで出された、多くの市民のみなさまのご意見を踏まえ、開かれた議会の取り組みの一つとして、議会報告会を開催します。

実施日	時間	会場
8月21日(木)	19:00～ 概ね90分間	国府町中央公民館
		河原町中央公民館
8月23日(土)	14:00～ 概ね90分間	さざんか会館
		気高町総合支所会議室

報告会では、本年6月定例会などで審議した議案や、議会改革の取り組みなどについて、市議会議員が直接市民のみなさまにご報告します。
多くのみなさまのお越しをお待ちしています。

史跡鳥取城跡中ノ御門周辺の発掘調査

問 第二庁舎文化財課 ☎ 0857-20-3359

鳥取城復元整備計画に基づき、城の正門であった中ノ御門の発掘調査を実施します。また平成30年度にかけて、調査・復元工事を随時行う予定です。

【発掘調査期間】7月～平成27年3月末

※平成26年10月ごろ～平成30年度末(予定)にかけて大手橋の通行ができなくなります。期間中ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

▶不服申し立ての状況

平成25年度は実施機関の決定に対する不服申し立てはありませんでした。

■個人情報保護制度

本市が保有する市民のみなさんの個人情報を保護するとともに、ご自身の個人情報の開示請求権を保障する「個人情報保護制度」の、平成25年度の運用状況をお知らせします。

▶開示請求の対応状況

「部分開示」は第三者の情報が含まれているため、また公開することにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため一部不開示としたものです。

機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	7	5	0	4	0	16

※市長部局以外への開示請求はなし

▶不服申し立ての状況

不服申し立てが2件なされましたが審議継続中です。

機関	認容	一部認容	棄却	却下	審議中	合計
市長	0	0	0	0	2	2

(平成26年3月31日現在)

耐震診断などへの支援・助成制度

問 本庁舎建築指導課 ☎ 0857-20-3282

■木造住宅の耐震診断を行う技術者を派遣

木造住宅の所有者で耐震診断を希望する人へ技術者(民間建築士)を派遣します。診断費用は鳥取市負担ですが要件などがありますので下記へお問い合わせください。応募に必要な書類などは、本庁舎建築指導課にお越しただくか、本市公式ホームページから入手できます。

対 象 昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅

募集期間 7月7日(月)～18日(金)

募集件数 50件 ※先着順

■耐震診断・設計などの助成 ※随時募集中

震災に強い安全・安心なまちづくりを目的として、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅の耐震補強設計費用、一般建築物の耐震診断費用の一部を助成します。助成対象の要件など詳しくはお問い合わせください。また、一戸建て住宅の耐震改修の補助については事前協議が必要ですのでご相談ください。

対 象 昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅(耐震補強設計費用の助成)、一般建築物(耐震診断費用の助成)

募集件数 ▷一戸建て住宅の耐震補強設計:10件 ※先着順
▷一般建築物の耐震診断・一戸建て住宅の耐震改修の補助については事前にご相談ください。

■吹付けアスベストの対策を支援 ※随時募集中

吹付けアスベストなどの調査および除却に係る費用を助成します。詳しくはお問い合わせください。本市公式ホームページでもご覧いただけます。

■福祉のまちづくりを支援 ※随時募集中

建物のバリアフリー化を支援するため、基準に基づいて整備を行う建築主に対して、整備に要する費用の一部を助成します。詳しくは建築指導課 ☎ 0857-20-3281へお問い合わせください。

■耐震に関する地域学習会の実施 ※随時募集中

耐震について学びたい地区の方へ、学習会を開催いたします。詳しくはお問い合わせください。

募集件数 1地区(耐震診断などができる住宅を提供していただくことが条件) ※先着順

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3451
厚生労働省 2つの給付金専用ダイヤル ☎ 0570-037-192
☎ http://www.2kyufu.jp(検索ワード「2つの給付金」)

消費税率の引き上げに伴い、暫定的・臨時的な措置(1回限り)として、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を次の対象者に支給します。

■臨時福祉給付金

対 象 者 1月1日現在、市内に住民票があり、今年度の個人市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、個人市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族や生活保護受給者などは対象外です。

支 給 額 1人につき1万円。老齢基礎年金や児童扶養手当などの受給者は5000円を加算します。

■子育て世帯臨時特例給付金

対 象 者 1月1日現在、市内に住民票があり、1月分児童手当(特例給付を含む)を受給し、昨年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人。ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護受給者などには支給されません。

支 給 額 1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる子ども1人につき1万円。

申請書は7月下旬から8月上旬に送付します。
(全ての人に送付するものではありません)

対象となり得る人には、7月下旬から8月上旬に申請書(返信用封筒入り)を送付する予定です。申請書が届きましたら、必要事項をご記入のうえ、本人確認書類(運転免許証など)の写し、振込先金融機関口座確認書類(通帳などの写し)を添えて返送してください。

子育て世帯臨時特例給付金の対象者のうち、公務員には、本市から申請書は送付しません。勤務先から申請書と児童手当受給状況証明書が配布されます。

振り込め詐欺にご注意ください

●市町村や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」の手続きでATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

統計調査・実態調査にご協力を

問 本庁舎総務課 ☎ 0857-20-3156

経済センサス基礎調査・商業統計調査にご協力を

7月1日現在で、平成26年経済センサス基礎調査・商業統計調査が行われます。

経済センサスは商店や工場、営業所、事務所、学校、旅館、学習塾、病院、寺院などすべての事業所が調査の対象となる大規模な統計調査で、調査の結果は国や県、市などの地域開発や都市計画など、私たちの生活をより良くするための施策に必要な基礎資料として活用されます。調査員が訪問した際には、ご協力をお願いします。

なお、調査内容は統計資料を作成するためのみに使用するもので、その他の目的には使用しません。

全国消費実態調査にご協力を

この調査は、国民の生活を所得、消費、資産の3つの側面から総合的に把握する統計調査で、全国の世帯の中から一定の方法で選ばれた世帯について、9月から11月の3カ月間(単身世帯は10月、11月の2カ月間)行います。7月頃から、対象地域のお宅に調査員がうかがいますので、ご協力をお願いします。調査の結果は、全国や都道府県別などの詳細な統計データとして、国や地域社会に密着した福祉行政、消費者行政などに役立つ基礎資料となります。